

2006.05.26

地方独立行政法人化に伴う会員資格の取扱いについて

自治体病院の運営形態が多様化している今日において、現在、当協議会では標記のことについて統一した取決めがなく、このことについて先般開催しました理事会で協議した結果、各都道府県が各々にその取扱いを定めるのではなく統一すべきであるとのことから、下記のとおり取扱いを統一することに決定いたしましたのでご連絡いたします。

皆様方におかれましては何卒この主旨をご理解の上、今後とも当協議会事業運営につきまして更なるご指導ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

会員資格について、地方公共団体が出資した法人が設置した病院については当該法人の設立団体の長（知事、市町村長）を自治体病院の開設者と読み替える。

なお、今回の取扱いに伴い、各都道府県自治体病院開設者協議会の会則等において地方公共団体が出資した法人が設置した病院をもつ当該法人の設立団体の長の取扱いが規定上該当しない場合は、会則等を変更する必要がありますので念のため申し添えます

（例）

本会は〇〇県内に所在する自治体病院の開設者をもって組織する。

なお、地方公共団体が出資した法人が設置した病院をもつ当該法人の設立団体の長にあつては、当該法人の設立団体の長を自治体病院の開設者と読み替えるものとする。

以上

地方独立行政法人と開設者協議会会員資格について

各都道府県自治体病院開設者協議会の会員の事例(A県)

